

市立四日市病院電気需給仕様書

1. 概要

- (1) 需要場所 三重県 四日市芝田二丁目 2 番 37 号 市立四日市病院
- (2) 業種及び用途 病院

2. 仕様

- (1) 電気方式、受電電圧、標準周波数、受電方式、非常用自家発電機設備

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準受電電圧	6, 0 0 0 ボルト
ウ 標準周波数	6 0 ヘルツ
エ 受電方式	1 回線受電
オ 非常用自家発電設備	あり (系統関係なし)

- (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力	2, 4 0 0 kW
イ 予定使用電力量	1 1, 1 1 3, 0 0 0 kWh
ウ 月別予定最大電力量	別表 1 のとおり

- (3) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日	平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時
イ 使用期間	平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時から 平成 31 年 3 月 31 日午後 12 時まで

- (4) 需給地点

市立四日市病院構内引込第 1 柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産分岐点

需給地点と同じ

- (6) 保安上の責任分界点

需給地点と同じ

- (7) 電力量の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、計量は電力会社が設置した計量器に記録された値によるものとする。

- (8) 平均力率

1 0 0 %

- (9) 燃料調整単価

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する平成 2 9 年 5 月のものとする。なお、支払いにおいては、各月とも中部電力株式会社の算出する単価によるものとする。

- (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する平成 2 9 年 5 月のものと

する。

(11) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③ (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

別表 1：月別予定最大需要電力・予定使用電力量

月	最大電力 (kW)	予定使用 電力量(kWh)	予定使用電力量内訳(kWh)			
			昼間時間	夜間時間	重負荷時間	電化厨房 (再掲)
4月	1,750	886,000	490,000	396,000	0	4,700
5月	1,870	903,000	437,000	466,000	0	4,670
6月	1,830	913,000	552,000	361,000	0	4,520
7月	2,130	1,047,000	278,000	434,000	335,000	4,980
8月	2,200	1,081,000	289,000	448,000	344,000	4,460
9月	1,970	913,000	225,000	417,000	271,000	4,750
10月	1,770	882,000	517,000	365,000	0	5,310
11月	1,760	883,000	474,000	409,000	0	4,660
12月	1,760	910,000	490,000	420,000	0	5,500
1月	1,830	921,000	484,000	437,000	0	4,660
2月	1,810	866,000	500,000	366,000	0	4,690
3月	1,810	908,000	529,000	379,000	0	5,100
合計		11,113,000	5,265,000	4,898,000	950,000	58,000

※「重負荷時間」とは夏季（7月1日から9月30日まで）の午前10時から午後5時までの時間をいう。ただし、別表2（休日など）に定める日の該当する時間帯を除く。

※「昼間時間」とは午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし重負荷および別表（休日など）に定める日の該当する時間帯を除く。

※「夜間時間」とは重負荷および昼間時間以外の時間をいう。

※「電化厨房」とは電化厨房に使用する電力量をいう。

別表 2：（休日など）

休日等とは、次の日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 以下の日をいう

月	日	月	日
4月	29日	10月	第2月曜日
5月	3日、4日、5日	11月	3日、23日
6月	なし	12月	23日
7月	第3月曜日	1月	1日、第2月曜日
8月	11日	2月	11日
9月	第3月曜日、23日	3月	21日